3　第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号又は前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

4　前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5　第三項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6　書面交付者は、第三項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一　第三項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

7　前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

第十五条第一項中「第一条の八の四第一項第二号イ」を「第一条の八の六第一項第二号イ」に改め、同条第二項中「第一条の八の四第一項第二号ロ」を「第一条の八の六第一項第二号ロ」に改める。

第十六条第一項中「第一条の八の四第一項第四号」を「第一条の八の六第一項第四号」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

（信用格付の範囲）

第二十四条　法第二条第三十四項に規定する法人に類するものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法人でない団体

二　事業を行う個人

三　法人又は個人の集合体

四　信託財産

2　法第二条第三十四項に規定する記号又は数字に類するものとして内閣府令で定めるものは、順序を示す簡易な文章又は文字とする。

3　法第二条第三十四項に規定する主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金利、通貨の価格、金融商品市場における流動性及び相場その他の指標に係る変動に関する評価の結果について表示した等級

二　有価証券の発行者その他の者が行う資産の運用その他これに類似する事業の遂行能力に関する評価の結果について表示した等級

三　債権の管理及び回収に関する業務の遂行能力に関する評価の結果について表示した等級

四　信託財産の管理能力その他信託業務の運営の適切性に関する評価の結果について表示した等級

五　前各号に掲げるもののほか、主として信用状態以外の事項に関する評価の結果について表示した等級

（信用格付業から除かれる行為）

第二十五条　法第二条第三十五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　格付関係者（法第六十六条の三十三第二項に規定する格付関係者をいう。）その他の者の要求に基づき信用格付を付与し、かつ、当該信用格付を当該格付関係者その他の者に対してのみ提供する行為（当該格付関係者その他の者が当該信用格付を第三者に提供し、又は閲覧に供するおそれがない場合に限る。）

二　法人（前条第一項第一号又は第二号に掲げるものを含み、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する者であり、かつ、法第百九十三条の二第一項又は第二項の規定により監査証明を受けなければならない者以外の者その他これに類するものとしてあらかじめ定めて公表された範囲に属するものに限る。）の信用状態に関する評価として、主として当該法人の信用状態に関する客観的な指標に基づきあらかじめ定められた計算方法により算定した結果について、記号又は数字（前条第二項に規定する文章又は文字を含む。）を用いて表示した等級を提供し、又は閲覧に供する行為

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ヲ中「前各号」を「同項第一号から第十九号まで」に改め、同条第十一号中「（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）」を削る。

第一条の二第二号中「第十二条第一項各号」を「第十条の二第一項各号」に改める。

第二条第三項第三号中「第一条の六第一号で定める要件」を「第一条の六に規定する要件」に、「同号に規定する同種の新規発行証券」を「同条に規定する同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第九条の二において同じ。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなつた場合に限る。）に係る有価証券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行つたものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。第九条の二第三号の二及び第十九条第二項第一号において同じ。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令第二条の十二の三第六号ハに規定する内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

一　海外発行債券（令第二条の十二の三第六号に規定する海外発行債券をいう。以下この項において同じ。）の発行者（以下この項において「債券発行者」という。）の名称及び本店所在地

二　債券発行者の設立の準拠法及び設立の日

三　債券発行者の事業の内容